

「最近の防災事情について」

歐 元韻

台湾の夏と言えば、日本同様台風が多発するシーズンでもあります。ちょうど今回のハッピーメールを作成しているところに、台湾近海では三つの台風が発生し、特に南部では台風による豪雨で橋が崩落するなど各地での浸水被害が伝わってきました。

＜台湾の台風休み＞

台風（広義には自然災害を指す）から人々の安全を確保するため、台湾には通称「台風休み」と呼ばれる臨時休暇制度があります。台風発生後、台湾への接近により人々への被害の発生が予測される場合、地方政府の首長の判断にて休暇宣言が発令され、各公的機関や教育機関、民間企業にて休業、休校が実施されることとなります。

読者の皆さんのなかにも、過去台風が直撃すると思い、一晩過ごした翌日の朝には晴れ間が覗いていたと言うような経験をされた方がいらっしゃると思います。地方政府が市民の安全を最優先に、前日のギリギリのタイミングで発令される「台風休暇」宣言は、一旦発令されると翌日の晴天ぐらいで発令を取り消しません。そんな時には、突然の臨時休暇に映画鑑賞やショッピングに出かける人達が少なくありません。なぜなら、デパートや商店等は急遽午後から営業を開始するからです。

「台風休暇」制度とは、本来はあくまでも公的機関、金融機関及び教育機関を対象とした法令であり民間企業は含まれておりませんでした。しかし、近年では台湾でも労働者擁護の立場から法令の改定が進み、現在の労働基準法との絡みもあり、民間企業でも台風休暇制度に準ずる方が労使間でのトラブル回避につながることから、台風休暇制度の対象となっております。

日本では学校は休みになるものの、台風で仕事を休むとは聞いたことがなかった日本人の友人は、「台湾にはなんて素晴らしい制度があるんだ！」と感動したそうです。

今年はコロナウイルスの関係で、在宅勤務の場合、通勤の必要がないため、台風休暇が発令されても、休むことはできないとの見解を台湾の労働部（日本の厚生労働省）が示しました。

＜最近の防災事情＞

近年、台湾の自治体は、日本の地方自治体及び防災団体と MOU（Memorandum of Understanding：国家間の政府や行政機関が

交わす契約）を結び、防災・減災分野での研究開発にも努めており、また、日本の技術も積極的に導入できるよう取り組んでいます。また、台湾の公共交通機関でも日本の防災技術には関心を示しているとの話を聞いたことがあります。

防災意識及び防災教育の分野においては、台湾の人達の気質も関係してか、人々の防災意識や、自分自身を含めた人命に対する安全管理意識が低い傾向がみられ、防災教育に関する活動はどうしても遅れ気味になっていました。こうしたことから、昨年の国家防災週間（毎年9月21日～9月26日）において、台湾の消防署は、いくつもの売り場と提携し、防災関連製品のコーナーを設置するという新たな試みを実施しました。



【防災関連製品コーナー 2020年】

今年も継続して設置するほか、防災に熱心な基隆市政府は、小中高の防災教育の一環として、防災・防台（風）宣伝絵画コンテストを開催することにしました。



〔基隆市消防局提供：防災・防台（風）宣伝絵画コンテスト 2021年〕

＜台湾での東京オリンピックの評判＞

今回の東京オリンピックに参加した選手達の活躍もあり、台湾では今迄にない盛り上がりでした。日本ではコロナ禍のもと大変な状況でのオリンピック開催でしたが、日本だからこそ開催することが出来たと私は思います。台湾の人達に素敵な思い出を与えてくれた日本に、またまた、あらがとうと伝えたいと思います。